

令和 4 年度（第 44 回）千葉県鶏卵品質改善共進会 開催要領

一般社団法人千葉県農業協会養鶏部会

1. 目 的

鶏卵の品質向上及び販売促進を目的に、飼養管理、衛生対策などの経営技術の普及に資する。

2. 名 称 令和 4 年度（第 44 回）千葉県鶏卵品質改善共進会

3. 主 催 一般社団法人千葉県農業協会養鶏部会

4. 後 援 千葉県、一般社団法人日本養鶏協会

5. 開 催 期 日 令和 4 年 10 月 12 日（水）午前 9 時 30 分～

6. 会 場 千葉県畜産総合研究センター
千葉県八街市八街へ 16-1（TEL：043-445-4511）

7. 開 催 自 令和 4 年 9 月 12 日（月）告知日
至 令和 4 年 12 月 12 日（月）

8. 表 彰 式 令和 4 年 12 月 12 日（月）

9. 出 品

- （1）出品は生産者各 1 点とし、自己が生産したものに限る。
- （2）出品は 1 点につき鶏卵 20 個とし、鶏卵 1 個の重量は 52 g 以上 76 g 未満のものとする。
- （3）出品者は、陳列並びに審査に対し異議申し立てが出来ない。
- （4）出品者の荷造り輸送等に関する経費は出品者負担とする。
- （5）出品者が天災、その他不可抗力による損害に対してはその責に応じない。
- （6）出品者は別紙様式により、出品申込書を審査日の 7 日前までに本会に提出し、出品物は指定した日時、場所に搬入しなければならない。
- （7）出品物は原則として本会が処理する。
- （8）出品物は会期中無断で撤去することは出来ない。
- （9）出品物の会場への搬入は、事務局からの通知によるものとする。

10. 審 査

- (1) 審査委員長並びに審査委員については会長が委嘱する。
- (2) 審査は農林水産省制定鶏卵基準による本会制定審査基準により行う。
- (3) 出品者は審査拒否又は審査に対し異議申し立ては出来ない。

11. 褒 章

審査の結果優位と認めたものに対し、次の褒章を授与する。

名誉賞	1 点	農林水産大臣賞
優秀賞	6 点	千葉県知事賞 農林水産省畜産局長賞 農林水産省関東農政局長賞 一般社団法人日本養鶏協会会長賞 千葉県畜産総合研究センター長賞 一般社団法人千葉県農業協会会長賞
計	7 点	

審 査 基 準

区分		配点	採点基準	
			減点対象	減点数
外 観 審 査	形 状	10	形状の不正及び卵殻粗造 1 コ	0.5～1.0
	色 沢	5	色沢の消失及び不同のもの 1 コ	0.2～0.5
	大きさ	5	不同のもの 1 コ	0.5
	清潔度	10	不潔なもの 1 コ	0.5～1.0
小計		30		
割 卵 審 査	卵殻厚	5	0.4mm を基準として 0.01 下がるごとに	0.3
	割 臭	5	悪臭、異臭のある程度により 1 コ	0.1～2.5
	卵黄色調	5	カラスケール 8 号を基準として 1 号下がるごとに	1.0
	強 度	20	4kg を基準として 0.1 下がるごとに	0.5
	H U	25	100 を基準として 5 下がるごとに	0.5
	異 物	10	血斑その他異物混入の程度により 1 コ	0.1～2.0
小計		70		
合計		100		

肉斑、血斑の程度の判定基準

大きさ	判 定	表 示
3mm 以上	プラス 3	＋ －
1mm 以上 3mm 以下	プラス 2	
1mm 未満	プラス 1	
なし	マイナス	

養鶏部会特別賞について

本共進会では「開催要領 11.褒賞」の他に下表の通り特別賞を設けます。

受賞者は、褒賞の 7 賞の受賞者を除きます。また、千葉県農業協会養鶏部会に所属している方を対象とします。

		審査基準
1	もっこり賞	ハウユニット平均が最も高い
2	殻元気賞	卵殻強度が最も高い
3	美人賞	外観得点が最も高い
4	黄身は最高賞	卵黄高が最も高い
5	色白賞	白色卵で最高得点
6	桃色賞	ピンク卵で最高得点
7	小麦色賞	赤玉で最高得点
8	鶏朗賞	1 6 箇月齢以上で最高得点（強換OK）
9	激レア賞	青玉で最高得点